

厚生労働省から

金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置を義務づけ

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害をおよぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則(以下、特化則)等を改正し、新たな告示を制定した。改正政省令、告示は令和3年4月1日から施行、適用される。

この告示は、金属アーク溶接等作業で発生する「溶接ヒューム」へのばく露による労働者の健康障害防止措置を規定するために改正された特化則に基づいたものであり、金属アーク溶接等作業^{*1}を継続して行う屋内作業場での溶接ヒュームの濃度の測定方法や、その結果に基づく有効な呼吸用保護具の選択・使用方法等を

定めたものである。

厚生労働省では、この告示を含めた改正政省令^{*2}の円滑な施行に向けて、関係者への周知の徹底や啓発活動に取り組み、「溶接ヒューム」による健康障害の防止対策を推進している。

^{*1} 金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業。

^{*2} 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(令和2年政令第148号)、「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第89号)、「作業環境評価基準等の一部を改正する告示」(令和2年厚生労働省告示第192号)

※詳細については以下のURLより

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html

厚生労働省から

情報通信機器を用いた安全委員会等の開催に関する考え方と留意事項

厚生労働省では、近年の急速なデジタル技術の進展に伴うニーズの高まりを受け、労働安全衛生法の規定に基づく安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会(以下、安全委員会等)に関して、情報通信機器を用いて開催する際の考え方と留意事項を示した(基発第0827第1号、令和2年8月27日)。

情報通信機器を用いて安全委員会等を開催する際の基本的な考え方としては、対面で開催する際と変わらないように、事業場における安全衛生に係る問題について、十分な調査審議が行われるように求めている。

一方、留意事項としては、開催に用いる情報通信機器は、
①委員が容易に利用できること、②映像や音声等の送受

信が常時安定していて、委員相互の意見交換が円滑に実施できること、③個人情報の外部への情報漏洩や不正アクセスの防止措置が講じられていること、のすべてを満たすことを求めている。

また、あらかじめ安全委員会等で定めている場合は、一定の条件のもと、電子メール等を活用した即時性のない方法でも開催可能としている。

※詳細については以下のURLより

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200901K0020.pdf>

「産業保健21」103号アンケートのお願い

「産業保健21」では、産業保健活動の実務に資する具体的、実践的な情報を提供しています。今後、更なる充実を図るため、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

次のいずれかの方法でご回答いただきますようお願いいたします。

※このアンケートでご記入いただいた内容は「産業保健21」制作の参考にさせていただきます。

問い合わせ：(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健課

QRコード
右のQRコードを読み込み、表示された登録ページからご回答ください。



ホームページ
下記ホームページのアンケートページからご回答ください。
(URL) <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/1860/frmid/182/Default.aspx>